

近代日本における警察的衛生行政と 社会的排除に関する研究

— 違警罪即決と衛生取締事項を中心に —

中 馬 充 子

The Public Health Police Administration and Mechanism of
Social Exclusion in Modern Japan

Focusing on Contravention and Control of Public Health

Mitsuko Chuman

はじめに

近代国民国家はなぜか「衛生的」である。悪質な伝染病を根絶するためには国家的な「衛生」管理が必要であったことも事実である。また、質のよい、すぐれた労働力と防衛能力をもった国民を確保するためには、まずは健康を保持増進する必要があった。さらに、過剰な衛生思想の普及の影には、身体の奇形や障害に対するいわれのない「差別」意識がちらついており、そこにも国家が関与していたと思われるふしがある。もっとも、近代合理主義的発想からすれば、国民は正常な身体をもっているのが当たり前で、異常な身体を持つことは由々しきことと考えられたのである。

筆者は、「近代日本の優生思想と国家保健政策」(2004年3月)および、「近代日本の衛生思想成立過程における優生学史研究」(2008年3月)を纏める中で、監視と摘発、消毒と排除、収容と隔離の衛生システムは、社会的差別と排除の色彩を色濃く呈する枠組として、「人的資源」の国家管理を具現化したことを指摘した。これらの知見を踏まえ、本研究では、衛生思想および衛生シス

テムが社会的に受容される過程について、特に、世界でも稀な極度の中央集権性を特徴とした戦前の警察に視点を置き、広範な活動領域に占める衛生行政の位置づけと実態把握を試みるものである。管見の範囲で、近代日本の衛生思想成立過程において、警察的衛生行政の展開を主軸に分析検討した研究は見当たらない。

「衛生警察」については、大日方純夫の『近代日本の警察と地域社会』『日本近代国家の成立と警察』、および、川上武の『現代日本医療史』で指摘された衛生警察論を参考にした。併せて近著で、とりわけ衛生警察について適確に纏めたものは、姜克實の『後藤新平の国家衛生思想——初期の思想と著作をめぐって』である。後藤新平のドイツポリッアイ (polizey、polizei) たる「衛生警察」の概念に関しては極めて示唆に富んだ論であるといえよう¹。

本論は、仮説「近代日本の衛生思想は、医学的正義の名のもとに、警察行政を通して、伝染病者のみならず、身体に奇形や障害をもつ人々を社会から排除していった」の検証を試みるものである。特に、警視庁統計書掲載の虎列刺・ペスト・肺結核などの伝染病、精神病患者、変死傷（自殺者・不慮死）、違警罪の対象になった「清潔保持ニ関スル取締規則」、ならびに「健康保護ニ関スル規則又ハ伝染病豫防規則ニ背ク」ことになった内容の分析を通して、警察行政を介して、衛生システムがいかに強要され、受容されていったかを明らかにする。併せて、歴史的経緯について全体像を把握するために、年表を作成した。

本研究は、生命倫理学の学際的研究に位置づくものであり、生命科学技術と社会科学の双方のバランスのとれた観点の中に、新たな豊かさの可能性を追求しようとするものである。とりわけ、衛生思想を軸に、国家保健政策を通史的に分析する試みは見当たらず、日本の生命倫理規範を考える上で極めて有用な示唆を提示できるものとする。さらに、近代日本にとって「衛生」とは何であったか、可能なかぎり学際領域を意識しながら、科学史、生物学史、医学史はもちろん、人種学、社会衛生学、公衆衛生学、民族衛生学、精神病学、人類

¹ 姜克實、後藤新平の国家衛生思想—初期の思想と著作をめぐって、岡山大学文学部紀要 50号、2008年、59-77頁、同（2）51号、2009年1月、89-108頁

遺伝学、優生学、生命論といった文脈の中に、衛生思想史のおよび衛生学史的課題を探ることを究極の目的としている。

はじめに

1 近代的防疫行政と内務省

- (1) 1890-1910年代の内務省組織
- (2) 衛生統計の中央集権化と信憑性

2 警察的衛生行政と民衆生活

- (1) 病名票と避病院
- (2) 交通遮断法と過干渉
- (3) 「消毒的清潔法」の実施

3 衛生取締事項と違警罪即決

- (1) 衛生取締事項
- (2) 違警罪即決

おわりに

1 近代的防疫行政と内務省

コレラは日本の近代化を象徴する「病い」として社会に大きな衝撃を与えたが、それは地域社会に動揺を与えただけでなく、医療や救済の仕組みにも大きな変更を迫っていった。内務省衛生局はそうした課題に応えるために設置されるが、具体的な活動を担う地方行政組織は未整備であり、結果的に防疫活動の多くを依存することになる警察行政との役割分担も未確立であった。したがって、近代的な行政制度はコレラに対する防疫活動を通じて確立されたといつて

も過言ではなかった。

コレラの急激な流行と高い死亡率は、「施療」を基本とする「病い」に対する従来の対処法を無効にした。そこで、近代的な医療システムの確率が急がれるのであるが、その過程で「公衆衛生」という観念の定着が模索される。その担い手となる医師・衛生家の組織化も同時に進められるのである。これを主導したのも内務省衛生局であるが、その確立のためには警察行政主導の防疫対策との対立が避けられなかった。

また、「公衆衛生」という観念の定着と恒久的な衛生システムの確立の過程でもっとも大きな役割を期待されたのは、皮肉にも衛生組合といった任意の地域住民組織であった。それは「施療」の基礎となる近世的な町組織から、衛生行政の末端を担えるような近代的な町組織への転換を促すことを意味したのである。人々のコレラに対する恐怖心は、地域社会の改編という困難な課題へ積極的に取り組む動機づけとなった。こうして近代国家の基礎となる地域社会が、防疫活動を通じて否応なく確立されていくことになるのである。

他方、このような急激な地域社会の改編や国家的な要請による対応は、地域社会に新しいひずみをもたらした。コレラに対する恐怖と警察行政を中心とする防疫活動の展開のなかで、社会的差別などを生み出すことになったのである。

(1) 1890-1910年代の内務省組織

内務省 1873 (明治6)年設置

↓

警視庁 内務省直属 (1874年設置)

↓

■警視庁統計書 (1891-1945年) 掲載の衛生取締事項

↓

■「違警罪即決例」(明治18年太政官布告第31号)による取締

↓

■違警罪裁判所における裁判請求・科料・拘留・保証金など

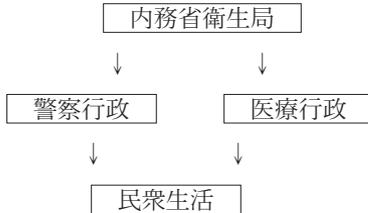
↓

内務省社会局 1922 (大正11)年設置

厚生省 1938 (昭和13)年設置

■衛生行政組織図の作成と民衆生活への影響の把握

- (1) 内務省から民衆に到達するまでのルート
- (2) 警察行政と医療行政間の確執、論争の事実



内務省は、1873（明治6）年11月10日に設置された。1874年1月9日に定められた初期の内務省組織では、後の大臣官房・総務局にあたる上局が設置され、さらに大蔵省から勸業寮・戸籍寮・駅逋寮・土木寮・地理寮が、司法省から警保寮²が、工部省から測量司が移管され構成されていた。1876年に、庶務局（後の県治局）・衛生局などが新設され、1877年には教部省の廃止により社寺局が移管され、1881年に勸農局・駅逋局・山林局・博物館などの殖産興業部門機構が設置当初の農商務省に移管されるなど、たびたび大きな変動を蒙った。

1885年6月25日に制定された内務省処務条例により、内務省は官房・総務局・県治局・警保局・土木局・衛生局・地理局・戸籍局・社寺局・会計局から構成されることとなった。同年暮れの内閣制度の実施に伴い、1886年1月16日に内務省処務条例が改正され、戸籍局が廃止されて総務局に吸収された。この組織構成は、同年2月26日に制定された内務省官制においてもおおむね踏襲された。この内務省官制は、その後の内務省組織の原型をなしたものである。

大臣官房 秘書官二名

総務局 書記官五名

² 職制によると警保寮は「全国人民ノ凶害ヲ予防シ其権利ヲ保守シ其健康ヲ看護スル等行政警察ニ属スル一切ノ事務ヲ管理スルヲ掌ル」と広汎な権限をもっていた。人民の生活すべてについて警察が干渉するようになってきたと理解できる。（川上武、現代日本医療史 一 開業医制の変遷 一、勁草書房、1965.2 初版 1990年参照、141頁）

文書課 往復課 報告課 記録課（以上各省共通）

戸籍課 図書課

参事官八名（定員） 監獄巡閲官（参事官兼務）

県治局 府県課 郡区課 地方費課

警保局 警務課 保安課 監獄課

土木局 治水課 道路課 計算課

衛生局 衛生課 医務課

地理局 地籍課 地誌課 観測課

社寺局 神社課 寺院課

会計局 出納課 検査課 用度課

これらの部局のうち、地方事務を専管する県治局と、警察行政を司る警保局が内務省行政の中心をなした。1887年の人事データによると総ポスト338名で、秦任官以上のポストは41名であった。また、官房・総務局などの官僚機構管理部門が優位にあったことが読み取れる。

（2）衛生統計の中央集権化と信憑性

中央政府による全国人口の把握は、1871（明治4）年の「検戸ノ法」（戸籍法）による戸籍事務とは別に、文部省医務局（1873年）とその後継の内務省衛生局（1875年）を中心とした衛生行政部門においても、人口動態を把握するためのシステムが整えられていった。「醫制」（1874年）が、東京、大阪、京都府に達せられると、三府は管区内の死亡数およびその死因を調査し報告することとされた。1876年にはこの制度は全县に拡げられ、全国的に死因統計を作成する体制が一応整ったことになる。内務省衛生局は1877年より『衛生局年報』を発行し、その統計を公表している。1879年の「府県衛生課事務条項」により各府県に衛生課が設置され、その所掌事務のひとつとして統計報告の事務が規定された。各町村における出産・死亡・流産（1870年から婚姻・離婚含む）の情報は、戸長から群区長を経て府県衛生課に報告され、そこで集計、統計表の作成がおこなわれることとされた。

感染症については、死亡情報に加え、罹患者の発生を把握するための制度も導入されていった。1873年の「悪病流行ノ節貧困者處分概則」により、各府県は流行の際には医員を派遣し、患者数、年齢、職業、疾病の性質など調査報告することが定められた。この規則は我国の最初の医療保護立法として登場したが、一概に貧困者の医療対策のみとはいえない。第1条で伝染病流行地への医師派遣と貧民救済について、第2条で派遣医師の給与、第5条では関連費用全体の処理についてふれている。第4条には「貧民ニテ薬価等弁シ難キ分ハ用薬日代価何程ト每一人詳細取調一村限り帳簿ニ記載スベシ」とあり、貧困者の医療保護の根拠となっている。しかし、その前の第3条に、「医員派出ノ上ハ貧民ニ限ラス請求ニ応シ治療ヲ加ヘ身元可ナリノ者ハ必ス其薬価ヲ管轄庁ヘ納入セシムヘシ」とあるため、伝染病対策の特性から貧困者の医療保護にふれざるをえなかったのではないかと考えられる。そのうえ、この規則も1881年の「流行病アル節貧民救療支弁方」によって廃止され、伝染病にかかった貧困者の治療は、地方衛生費をあてるべしと地方財政への負担転嫁がはかられたのである。明治初期の貧困層の医療対策は、伝染病流行と救貧のための応急的施策に終り、本格的な医療保護政策とはなり得なかったようである³。

1875年のコレラ流行に対応した「虎列刺病予防法心得」では、醫師、行政担当者らによるコレラ患者発生の届出を義務づけている。さらに、1880年の「伝染病豫防規則」においては、医師が指定疾患6種を診断したときは、24時間以内に町村衛生委員に通知し、さらに郡区長および警察を通じて府県庁に届け出る、府県庁はその情報をとりまとめ一週間ごとに内務省に報告することと決められた。

1897年の「伝染病豫防法」により、ペストと猩紅熱が加わり八種、後にパラチフスと流行性脳髄膜炎が追加指定され、法定伝染病の届出が義務化された。明治後期から大正に入ると、衛生行政の範囲は、急性感染症から慢性病へと広がるが、1919年の「結核予防法」においては、医師が蔓延のリスクがあると判断した場合は届け出るという任意届出制が導入されている。

³ 川上武、現代日本医療史、勁草書房、141-143頁

さて、内務省戸籍局と内務省衛生局とで別々に掌握されてきた人口動態統計事務は一本化され、内閣統計局（1883年）が取り纏めることになった。また、1898年、従来の地方分査方式から中央集査方式に改められた。人口動態事象1件ごとに市町村で作成した小票を内閣統計局に送付し、当局が総計するというシステムが施行されたが、これは能率化と基準の統一を徹底する意図があったようである。このように近代日本において、疾病情報を収集・集計する制度は順調に発達してきたように見えるが、周知のようにいくつかの問題点が指摘されている。（1）本籍をもとにする戸籍局の統計と現住人の届出をもとにした衛生局の統計には誤差があり、全国死亡数についてみれば、1880年には前者の数字が後者のそれを7万あまり上回っていた。つまり、脱漏が認められ、死亡届出が完全に履行されていなかったことが推測される点、（2）醫師の誤診の可能性などを考慮すると、死因についての情報、あるいは伝染病患者発生の届出情報についても困難があったと推測できる点、特に伝染病患者の「隠蔽」は昭和に至るまで防疫上および統計作成上の難点として認識されており、総じて、1920年以前の政府の人口統計の信憑性は人口学者からも疑問視されている⁴。

政府は法定伝染病に限らず、乳幼児・若年死亡、結核、性病、ハンセン病、精神病など広範囲にわたる学術的統計的調査を行う目的で「保健衛生調査会」（1916年）を設置した。第一回報告書⁵によると1918年より全国各地の代表的農村を選び、人口静態および動態事象、出産・育児風習、住民の体格、疾病（伝染病、寄生虫による地方病）、食習慣、住環境、飲料水など多岐にわたる調査が実施されている。疫学的調査を予防・衛生政策の基礎にする必要性が認識されていくなかで、1921年、内務省衛生局で改組があり衛生統計の専任課が復活した。しかし、衛生専門家養成も含めて、1938年の公衆衛生院の発足まではその進捗に相当の限界が認められたようである。

⁴ 衛生警察及び衛生統計について、萬國衛生会議出席と視察を終えた石黒軍醫の指摘「我邦の衛生事務中衛生警察と衛生統計とは殊に不十分の点多きに付第一に之に改良を加へらるゝやに聞く」（1888年9月12日朝日東京朝刊）

⁵ 保健衛生調査会第一回報告書、1917年

2 警察的衛生行政と民衆生活

1874（明治7）年1月の創設に際して、東京警視庁が担うべき行政警察の重要な一環に、「健康ヲ看護シテ生命ヲ保全セシムル事」が位置づけられたこと、76年10月、東京府との間の権限問題に決着がつけられた際、伝染病予防規則の施行など、衛生関係事務については東京警視庁の所管であることが明確化されたこと、そして、これにもとづいて1877年以後、屠場・売肉・牛乳搾取などに関する規則や、市街の掃除、便所の構造、尿尿汲取に関する規則が警察の手によって定められていった。ここでは、さらに立ち入って、衛生と警察のかかわりを、コレラ予防対策を中心にすえて見ていくことにする。

（1）病名票と避病院

明治維新後のはじめてのコレラ流行⁶は、1877（明治10）年西南の役に際してであった。この年8月、内務省から公布された「虎列刺病予防心得」（二十四箇条）は、冒頭六箇条を開港場向けに、第七条以下を一般地方向けにしたものであるが、その中には、発見した患者の届け出義務や消毒法の奨励、群衆の禁止など、その後のコレラ対策に受け継がれる基本的な条項が含まれていた。なかでも、第十六条は「委員ハ虎列刺病者アル家宅船舶ノ門戶入口ニ著シク『虎列刺』伝染病アリノ数字ヲ記シテ之ヲ貼付シ、成丈ケ無用ノヒトノ交通ヲ断ツヘシ」として、患者の発生した家屋、船舶などに対する病名票貼付を義務づけた。

コレラ流行の情報は、例えば新聞で知り得ることができる。「鹿児島縣下谷山郷二於テコレラ病流行ノ趣キ電報神奈川縣下横濱並ニ神奈川驛二於テモ同様流行ノ趣キ上申アリ付テハ衛生局第五號報告ニ示セル養生法等ヲ守リ能ク其身ノ保護ニ注意アラシムヲ要ス 明治十年九月十八日 衛生局」（読売新聞1877年9月20日朝刊）、「神奈川縣下横濱二於テ本月五日ヨリ虎列刺病流行シ十八

⁶ 日本がはじめてコレラと遭遇したのは、1822年（文政5）のことであったが、その後、開国を経て、1858年（安政5）に大流行を見、明治維新後、1877年、79年、82年85年、86年、90年、91年、95年と流行を繰り返していく。とりわけ1879年と86年の大流行はすさまじく、兩年とも全国で患者16万人、死者10万人を超えた。

日ニイタルマデ患者總員四十二名アリ其内十四人死去二人全治二十六人ハ治療中ノ趣ムキ報知アリタリ 明治十年九月十九日 衛生局」(同)、また「長崎ニ於テ本月初旬虎列刺病類似ノ處十日頃ヨリ眞ノ亜細亜虎列刺流行シ同日十七日マデニ患者七十八人アリ内十八人死去セル趣キ縣官ヨリ報知アリタリ 明治十年九月廿日 衛生局」(讀賣新聞 1877年9月22日朝刊)などの情報が掲載されている。

また、防疫策のなかでも重要な位置を占めたのは、隔離した患者を収容するために設けられた「避病院」⁷であるが、治療法も定まらず、患者の大半が死亡していく現実の前では、避病院への収容を望む者は少なかった。例えば、京都の場合、東福寺、大徳寺など人里離れた寺院の境内や空寺を借り受けて仮設されることが多かったが、そうした設置の実態も患者や家族に不安を与えたことが推察される。したがって、人々の間には、早くから避病院への隔離収容を忌み嫌う傾向が見られた。府は取り締まりを強化し、警察力を動員して隔離を促すが、そうした手法がますます患者の隠匿を誘発することになった。

東京での流行は、1877年9月14日にはじまった。東京警視本署では、9月20日に患者の届出を命じた。21日には、医師がコレラ病と診断した際は、その患者の家の入り口に「コレラ病アリ」という病名票を貼付させることとし、引続き死者の埋葬法・家族・同居人の外出制限、消毒法など、直接、コレラ対策に関する指示をつぎつぎに発していった⁸。

コレラ対策について、例えば、「別紙醫學部内科教師ベルツ氏取調べ候コレラ治方概略心得ノ為め報告ス 衛生局」(讀賣新聞 1877年9月25日朝刊)として、公私の家屋内の厠と汚渠を清潔に掃除すること、不熟の果物と不良の蔬肉及び過度な飲酒を控えること、飲料水は煮沸することを警告している。また、「コレラ予防法のデーニッツ教師の説明」(讀賣新聞 1877年10月21日朝刊)という見出しで、第一に排泄物に触れたすべての物体の焼却と屍骸の火葬によってウイルスを撲滅すること、第二にコレラ患者発生の地域を閉鎖してその交際を遮

⁷ 磯貝元編著、明治の避病院 — 駒込病院医局日誌抄、思文閣出版、1999年

⁸ 警視庁史編纂委員会編、警視庁史、1958年12月、中和印刷、140-141頁

断し、蔓延を鎮壓することが衛生警察の急務使命であると忠告した。

9月26日には、各警察分署1名のこれら予防掛主任では足りないとして、署長以下全員で予防にあたるように指示している。10月4日、避病院が北品川洲先旧台場、市ヶ谷富久町、本郷向ヶ岡、本所緑町の四カ所に設置されたので、ここに隔離すべき患者に関する指示を発し⁹、10月12日には、自宅療養を申し立てる者についても、警察が不適當と判断すれば、避病院に強制入院させることとした。13日、吐瀉物を便所・芥溜などへ投入した者や感染したことを隠蔽している者を発見したら、警察分署や巡査に密告するよう命じ、また、管内にコレラ病が発生したら、病人の家の前に巡査1名を配置して交通の制止にあたらせるよう、各分署に命じた。さらに、15日には、各署に虎列刺病臨時巡回掛を設置して、日々各署の患者の家に赴いて視察・尋問にあたらせるとともに¹⁰ 避病院へ搬送する際は、コレラ病と大書した旗を掲げるよう指示した¹¹。こうして、民衆は一方でコレラの脅威に迫られながら、他方で警察を先頭とする強権的な衛生行政に直面した。不安にかられる民衆は、権力不信の中で流言を発生させ、権力の施策に対する反発を強めていった¹²。警察はこうした民衆状況に直面するがゆえにこそ、いよいよもって強権的になっていったのである。

流行は12月に入って終息した。この年の東京府下の患者は891人で、うち死者は614人であった。こうして警察を先頭にたてた強権的撲滅体制によって、ようやくコレラは影をひそめるに至った。

しかし、東京警視本署は早くも翌1878年2月2日、目下、大阪府・和歌山

⁹ 「今般コレラ病避病院左ノ箇所へ設立候條此旨布達候事 明治十年十月四日 大警視川路利良」および「裏店長屋旅店等ニ於テコレラ病ニ罹ル者施療ノ儀甲第三十六號ヲ以テ布達候處其官私學校寄宿生徒及ビ貸座敷ニ在テ感染スル者モ同様最寄避病院ニ於テ施療為致候條此旨更ニ布達候事 明治十年十月五日 大警視川路利良」（讀賣新聞 1877年10月6日朝刊）

¹⁰ 警視総監官房記録課編、警視庁史稿、上巻（1894年、復刻1973年）188頁

¹¹ 「コレラ病患者ヲ各所避病院ニ送致ノ節ハ必ズコレラ病ト大書シタル病名旗掲標候様可致此旨布達候事 明治十年十月十七日 大警視川路利良」（讀賣新聞 1877年10月19日朝刊）

¹² 大日方純夫、「コレラ騒擾」をめぐる民衆と国家—新潟県を事例として、民衆史研究会編、民衆史の課題と方向、1978年、235-252頁

県方面でコレラが流行している、昨年の指示通り下水・溝・芥溜などを清潔にし、飲食物など摂生につとめよと命ずることになった¹³。また、5日には、前年同様、下水などを攪乱させないように、区長・戸長に命じざるを得なかった。内務省もまた、3月14日、東京警視本署と東京府に対して、今のうちに予防対策をとるよう、具体的な基準を示して詳細な指示を発している。その上で、コレラ流行の徴候があるときは、各分署とも、警部補以上、あるいは属官などで消毒・予防の趣旨に通曉している者を選んで検疫委員とし、患者発生の際はただちに処置すべしとして、その際の基準を示した。

同年6月19日には、伝染病予防事務に関して、東京警視本署と東京府の間の事務分掌の調整がはかられ、警察側は次の4点を担当することとなっていた。①伝染病予防に関する諸規則を実施し、および患者の家に赴いてその摂生・予防法を視察・監督し、規則に抵触したり不十分なものには諭示して伝染病院に護送すること ②伝染病患者の家屋の門戸・店頭に病名を貼付し、交通を遮断すること ③臨時船着場を制限し、出入りの船舶の検査・消毒になどにあたること ④時々病院を巡回して患者の容体などを視察すること の四項目がそれであった。これに対して、東京府が担当するのは、①伝染病院の設置、患者の治療、死者の埋葬など患者の療養上に関する措置をとること ②各警視分署から護送されてきた患者の収容、入院・治療にあたること ③伝染病院・避病院の設置場所について、あらかじめ警視本署に協議すること ④予防法が不徹底だったり注意事項がある場合は警視本署に通知することであった。すなわち、具体的・現実的な予防・衛生措置の実行は、すべて警察の手に委ねられていたのである¹⁴。

一方、全国レベルでは、6月27日、内務省が起草中の伝染病全般に関する

¹³「目下大阪府和歌山縣等ニ於テハコレラ病流行致シ居候ニ付テハ明治十年相達シ置候通り」、不摂生によって再發伝播しないよう、下水溝渠芥溜厠等が不潔にならないよう掃除し、飲食物を始め摂生するよう注意されたい（大警視川路利良、明治十一年二月二日、讀賣新聞1878年2月3日朝刊）。

¹⁴「東京市府政 三多摩の伝染病・衛生警察実施・ペスト警戒を撤廃ほか」という見出しで、山根警察醫長の「悪疫豫防實況視察」視察報告が掲載された。

また、警視廳では各署詰巡査中より衛生警察上講習生を募り已に本年第一部を卒業せしことは既報の如くなるが、右講習巡査の主務は飲食物及び同器具の試験又は救急療法

予防規則の中からコレラに関する部分を抜粋して、虎列刺病予防仮規則を布告していた。それは、検疫委員に強力な権限を付与して、患者の強制隔離、感染者宅への病名票貼付、清潔法や消毒の実施、死者運搬の監督などを遂行していくことを定めたものであった。検疫委員は医師・衛生掛・警察官吏・郡区吏等から任命されるようになっており、実質はともかく、警察のみが突出してコレラ対策にあたる仕組みにはなっていない。

しかし、東京の場合、前線における衛生行政の執行者はおそらく警察であった。それは、この年6月28日の措置、すなわち、東京府との間で事務分掌の調整をはかり、警視本署、つまり警察側は、予防法の設定、検疫事務、患者の護送、死亡者の処理、消毒法の施行にあたり、東京府、つまり一般行政側は、患者の治療、避病院の事務、死者遺族の救恤を担当するとしたのである。前年の取決めはいっそう明確化された¹⁵。

当時を窺い知るものとして、1890年のコレラ大流行のとき防疫活動に携わり、後に署長となった寺坂藤楠は自警（1929年12月号）に当時の状況を載せている。「当時私は日本橋坂本警察署の巡査だった。恰度明治二十三年の秋、コレラが全国的に蔓延し、全国で四万に近い患者が発生したことがあった。で、東京市内にも至る所でコレラ患者が発生してはばたばた死んだ。当時は防疫、衛生の仕事は警察の一手販売であった。で、合宿所員は足止めを喰らって、非番員は順を定めて次々に、コレラ患者の後始末に呼び出されるのであった。今考えても慄とするようなものだ。所が其の頃は、呼び出しの順番の来るのを楽しみに待つて居たのだから恐ろしい。と言ふのは決して空元気や虚勢ばかりで

等にして従前は之らの事務は第三部に於て直接試験を行いしも此ほど各署へ試験器械等を配置したれば近々府下一般の署に於ても之を實行する筈なり」と「東京市衛生常設委員会開催し水質実験報告の後、新佃島に汚物仮置場設置可決した」「ペスト豫防事務所閉鎖可決し散会した」（1902年9月5日讀賣新聞朝刊）

¹⁵ 「府下の衛生警察」として、東京の衛生警察事務の現況は地方当局者の参考になるため、山根警察醫長の國家醫學會議での演説を列記し参考に供したいと、飲食物及び器具の取締について、牛乳（脂肪含有量及牛乳中劇毒薬処方に関する取締として、牛体健康診断、乳牛の検査、牛乳搾取場の位置構造制限、牛乳の容器、搾取人の取締）と獣肉（屠獸及び賣肉の取締、警視庁は常に醫師化学技師細菌技術官等を派出して屠殺場の構造及び屠獸の監督、市内各肉店取締）などを掲載した（1901年12月30日朝日新聞東京朝刊）

はない、面白い理由があるのであった。まず、警察に出て行くと、玄関に大樽の鏡を抜いて備えてある。行くより早く舌鼓を鳴らしてぐいぐいそれをあおる。ほろ酔いのいい気持ちになると元気が百倍するのだ。もう矢でも鉄砲でも恐ろしいものはない。それから病院に行くとき小さなコップにブランデーを一杯貰うのである。それを一気にあおってこんどは死人を火葬場に運ぶ。すると、そこでもやっぱりコップにブランデーが出る。今でこそブランデーやウキスキーなどと言う洋酒の味もなんでもないが、其頃は却々別な味わいを有った魅力のあるものであった¹⁶。」

1879年の米価高騰と虎列刺流行が重なることで社会不安が醸成されるという危機感は全国各地で現実のものとなっていった。いわゆる「コレラ騒動」といわれる農漁民の一揆や集団行動が頻発したのである。そこで、1880年代になると、コレラをはじめとする伝染病の総合的な予防策が目指されるようになる。1880年7月の「伝染病予防規則」は、コレラ、腸チフス、赤痢、ジフテリア、発疹チフス、痘瘡（天然痘）の六種を明示し、その届出、報告、強制入院などを定めた。ただし、ここでも、「第八条 掛官吏ハ伝染病者アル家ニハ其病名ヲ書シテ門戸ニ貼付シ、要用ノ外他人ト交通ヲ断タシムヘシ、但患者治癒死亡又ハ避病院ニ入りタル後相当ノ消毒法ヲ行ハサルノ間ハ仍ホ本条ヲ遵守セシムヘシ」と、避病院への隔離と患者門戸への病名票の貼付を定めている。

さらに、同年9月の「伝染病予防心得書」は、これまでの予防法を整理し、より具体的な対処法を示した。「一、清潔法 病毒ノ萌動及ビ蔓延ノ因ヲ除却スルニアリ 二、摂生法 各人体中有スル所ノ感受性ナカラシムルニアリ 三、隔離法 病毒伝播ノ媒介ヲ隔離スルニアリ 四、消毒法 伝染病毒ヲ消滅スルニアリ」と、予防法が4項目に整理され、隔離だけではなく、消毒や予防的意味合いの強い清潔法などが防疫活動に取り入れられることになった。また、病名票に対する忌避感情が強いことを懸念して、中央衛生会などの場では、病名票の強制がかえって患者の隠匿の原因になるなどの議論が出され、1882年8

¹⁶ 警視庁史 286-287 頁

月の太政官布告「病名票貼布ノ件ハ当分コレヲ実施シナイ」以後、徐々に行われなくなっていた。

(2) 交通遮断法と過干渉

1880年代にもコレラは幾度か流行するが、1886(明治19)年の大流行は、1879年流行と並んで近代日本最大の伝染病被害をもたらした。コレラによる死者は、全国で十万八千人余り(患者十五万六千人)に達したのである。この年内務省が定めた「虎列刺病予防消毒心得書」をみると、第一章「撲滅法」、第二章「検疫委員」、第三章「避病院」、第四章「遮断法実施」の四構成であり、病名票貼付を避けるために、広範囲な交通遮断法に依存するという傾向が生じている。

「第十八条 虎列刺病毒は患者僅少ナル時期ニ於テ撲滅セズ、一旦散漫セシムルトキハ之ヲ遏ムルコト頗ル難シ、故ニ其目的ヲスル所ハ之ヲ一人ニ於テ撲滅シ、若シ一人ニ於テ撲滅シ能ハザル時ハ一家ニ於テ撲滅シ、一家尚能ハザル時ハ一村一部落ニテ撲滅ス可シ、其撲滅ヲ謀ルニハ第一交通ヲ禁ジ病毒ヲ一所ニ遮断シテ其場所ヨリ之ヲ多ヘ流伝セシメザルヲ要ス」とあるように、1886年流行時において交通遮断法が流行抑制の切り札として重要な位置を占めていたことがうかがえる。

そもそも、前述の「伝染病予防規則」第8条によっても示されているように、患者家門戸への病名票貼付は、もともと交通遮断と表裏一体のものであった。いずれも、患者と非患者との接触を避けるための方策として相補いあいながら実施されるはずの措置であった。

1890年7月、日本公衆医事会においておこなわれた議論は、「一、防疫ノタメニ全ク人ノ交通ヲ断ツコトハ、之ヲ実行シ、之ニ依リテ其目的ヲ達シタル正確ナ証例ナシ 二、防疫ノ為ニ人ノ交通ヲ妨クルコトハ政治理財上ニ有害ニシテ、第三ヲ除ク外衛生上ニ無益ナリ」¹⁷など、防疫策が日常生活や経済活動に対して過度な干渉をおこなうことに対して抑制しようとするものにほかならなかったといえよう。

¹⁷ 日本公衆医事会の議決、大日本私立衛生会雑誌第八十六号、1890年7月

(3) 「消毒的清潔法」の実施

1879年流行に際しての防疫策の特徴は「隔離」の徹底にあり、その手段として病名票の貼付や避病院の設置が重視されてきたが、それについては患者や患家からの反発が強く、それに過度に依存することは防疫行政そのものに支障をもたらしかねなかった。実際、コレラ騒動の直接の原因に、「隔離」に対する忌避感情があったことは否定できない。そこで、1886年流行に際しては現実的な手段として交通遮断法に依存することになるが、市民生活や経済活動に対する過度な干渉を生む交通遮断法には多くの批判がなされることになる。

そこで重視されるようになるのは、流行を未然に防ぐ、文字通りの予防法の実施であった。具体的には、1877年の「虎列刺病予防心得」以来、常に規則や法令の中に盛り込まれながらも注目されてこなかった「清潔法」の施行である。全国的な規模で清潔法の実施を促進したのは、1890年に開かれた中央衛生会における長谷川泰らの建議であった。内務省は、中央衛生会などでの議論に動かされて全国の主要都市に清潔法をおこなうよう訓令を発し、とくに大阪・神戸など関西地区に海軍軍医大監実吉安純を派遣したほか、石黒直恵らを地方に派遣し周知徹底を図った。

さらに、実吉は、同年7月25日の大日本私立衛生会臨時常会で講演を行い、「虎列刺病の発生するは重もに貧民則ち生活の度低くして、狹隘の家屋に住し、卑湿の土地に居り、粗衣粗食に甘んずる者に於いて発生する者なれば、それ等の者の住する土地を目的として専ら清潔法を行はんとの準備なり」と清潔法の重要性を力説し、「虎列刺病予防法として最注意すべきは土地の清潔法、是なり」と結論づけた。

また、長与も「元来虎列刺病の侵襲するや必ず先づ貧民部落に発し、此に其蕃殖を遂げ漸次一般に蔓延の勢をた為すこと普通流行の定則なる」とし、「貧民部落」に注意を促すことでコレラ予防の効果をあげることを主張したのである。これは、特定の地域を問題化することによって予防効果をあげようとする試みであるが、小林丈広¹⁸は、結果として地域間格差や社会的差別を顕在化す

¹⁸ 小林丈広、近代日本と公衆衛生、雄山閣出版、30頁、2001年

る役割を果たすことになったと指摘している。

これに対し、慢性の感染症対策は遅れ、法令等も皆無であった。つまり、当時の衛生政策において、「明治前期の人々には、防疫以外のことはたとえそれが必要なことであっても、頭を向ける余裕はなかったのである¹⁹⁾」。

急性伝染病が落ち着きをみせてきた明治後半になると、社会の安寧秩序、国際的な体面を重んじた対策が加えられた。すなわち、1900（明治33）年娼妓取締規則の制定により花柳病の検診が行われ、同年精神病者監護法の制定、食品衛生に関する法律の公布、1904（明治37）年肺結核予防令、1907（明治40）年癩予防法などの公布をみている。労働衛生に関しては、後藤新平を主査とする職業衛生調査会が発足し、その報告は1903（明治36）年「職事情」として公開されている。1911（明治44）年紡績業を中心とする中小企業家の反対をこえて工場法が成立し、第一次大戦後の経済恐慌、ストライキ、小作争議への社会政策的行政の対応として1922（大正11）年には健康保険法が成立している。防疫体制から出発した衛生行政は、その事務を道府県警察部が所管する警察的取締を主とするものであったが、昭和に入ると次第に国民体位の向上をめざすものへと変貌したのである。

3 衛生取締事項と違警罪即決

（1）衛生取締事項

東京警視本署では、1880（明治13）年4月21日、各分署に衛生警察専務を置いて、衛生事務を担当させるとの措置をとり、これは、翌81年1月14日、警視庁再設置の際、各警察署に配置された特務警員のうち、衛生掛に受け継がれていった。

「警視本署が各分署に衛生警察専務の設置と衛生警察事務の細目で達し」（讀賣新聞1880年5月2日朝刊）という見出しで、溝渠の淤塞市街道路厠及び芥溜の不掃除若くハ破損等、糞尿汲取規則等実行の有無、厩乳牛場諸鳥獸畜養場諸獸屠場魚類干物諸市場魚腸貯蓄場等の不潔又は悪臭を発する事に対する取

¹⁹⁾ 田波幸男、公衆衛生の発達—大日本私立衛生会雑誌抄、日本公衆衛生協会、1967年、8-10頁

締のみならず、無免状の醫師産婆製菓師薬舗等の営業取締、劇薬毒薬贗薬や賣薬阿片畑の取締、各種伝染病の起滅、種痘の行否などにも及んでいる²⁰。

再設置後の警視庁もまた、夏のコレラ流行に向けて²¹、予防のための指示をしばしば発しているが²²、特に 1885 年の流行の際の措置は強圧的であった。この年 8 月 29 日の達では、不心得者がいないよう衛生係特務巡查や巡行巡查に「厳密視察注意」にあたらせることとし、10 月 21 日には、期限内に下水・芥溜などの掃除にあたらぬものは違警罪をもって処分することとした。そして、この徹底をはかるため、翌日、つぎのような措置をとっている。巡查に下水を視察させ、日限内に不潔箇所の掃除・改修をするよう「懇篤説諭」させる。日限以後も掃除・改修しないものは警部・警部補が出向いて「諭示」する。なお実施しないものは違警罪をもって処分するというものであった（27 日、違警罪による処分ではなく、郡区役所に通報することとされた）。

清潔法の徹底については、1886 年 5 月 10 日、私有地についても下水道の疎通・修理、塵芥溜・総雪隠の修理、井戸の周囲の修理を命じた。ついで、21 日にはその手続を指示し、所定の期限までに実施しないものは、警察署に召喚して嚴重に督促するとした。そして、30 日には、違反者に対して刑法 426 条第 4 項を適用して、2 日以上 5 日以下の拘留、または五十銭以上一円五十銭以下の科料に処すと定めた。6 月 1 日には、これを徹底させるため、巡查の派出、警部・警部補による視察などの手続を定めた。8 月 4 日にも、あらためて違反者は刑法 426 条第 4 項をもって処罰する旨を明らかにしている。

こうして警察は権力装置としての具体的強制力のみならず、背後に法的強制力、すなわち国家の強大な力をかざすことによって、清潔な生活、衛生的な生

²⁰ 衛生警察の攻究について、山根警察署長が大阪にて衛生試験所、府立病院 府立黴院、避病院、水道水現地、貯水池、監獄、天保山消毒所、名護町筋長屋改築の模様を視察せり、京都大阪兵庫等を巡回し衛生警察攻究の材料を得る為なり（1894 年 4 月 29 日朝日東京朝刊）

²¹ 「社説 夏季の衛生警察」として、夏季は四季中最も衛生思想の鼓吹に最適なときであり、衛生警察は床下の清掃よりも水店の器物取締が急務であると掲載した（1903 年 8 月 11 日讀賣新聞朝刊）

²² 警部長会議 内務省に於て 28 年度における各地方檢疫事務の報告・意見交換と今夏流行病豫防の方法について協議する（1896 年 4 月 5 日讀賣新聞朝刊）。

活を民衆に強制していった。東京において実力的基礎を獲得した警察は、警察主導の衛生行政を確立せしめた。そしておそらくは全国的な警察力の確立、すなわち「地方自治」制に対応した地域警察力の定置を前提として、東京で成立をみたこの警察的衛生行政は全国化していったものと考えられる²³。

しかし、『獣警察』²⁴、『食肉衛生警察』²⁵、そして『牛乳衛生警察』²⁶の三書を著した津野慶太郎（東京帝国大学農科大学校教授・獣医学博士）は、牛乳衛生警察』（1907年）の序言において「特ニ第二ノ國民タル兒童ノ生存ニ滋養ニ大関係ヲ有シ公衆衛生ニ密接ノ関係ヲ生シ来レル牛乳ノ行政的監督ハ重要ナリ然ルニ其衛生警察ハ苜態ヲ株守シ時世ニ伴ハサルモノ多シ」と警察的衛生行政に苦言を発している点はとりわけ興味深い。各界からの警察的衛生行政に対する評価を吟味する必要性が今後の課題のひとつであると言えよう。

（2）違警罪即決

警察的衛生行政のなかでも特徴的な点は、「清潔保持ニ関スル取締規則」、ならびに「健康保護ニ関スル規則又ハ伝染病豫防規則ニ背ク」場合は、違警罪をもって処分されたことである²⁷。

1880年公布の旧刑法には罪には重罪、軽罪、違警罪の三つの区別があったが、そのうち違警罪²⁸とは、拘留または科料の刑にあたる軽い罪であった（旧刑法1条）²⁹。違警罪即決例は、警察署長またはその代理の官吏が、その管轄内で冒された違警罪について、正式な裁判によらず即決処分により処罰しうること

²³ 大日方純夫、日本近代国家の成立と警察、校倉書房、1992、196頁

²⁴ 津野慶太郎、長隆舎、1905年

²⁵ 津野慶太郎、長隆舎、1906年11月

²⁶ 津野慶太郎、長隆舎、1907年12月、序言1頁、津野は1892年に『市乳警察論』初版を著し牛乳営業取締の必要性を説いた。

²⁷ 警視庁編、警視庁統計書、全50巻復刻、クレス出版

²⁸ 違警罪目については、明治14年12月28日東京府達甲第60号によって、街路取締規則、火葬場取締規則、畜犬規則、諸芸人取締規則、「醜体ヲ為シ路上ニ行歩シタル者」、「各署ニ榜示セル禁条ヲ犯シタル者」など18項目が定められた。警視庁史173-175頁

²⁹ 讀賣新聞1881年12月29日（木）朝刊には、警視総監樺山資紀の名で「違警罪目左ノ通改定来明治十五年一月一日ヨリ施行候」「左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處セラル可シ」として18項目の取締事項が掲載されている。

とを認めたもので、即決処分に対して、本人のほかその法定代理人・保佐人または配偶者も、本人とは独立して当該警察署に申立書を差し出せば、区裁判所の正式裁判を受ける道が開かれていた。当然、正式裁判の請求がない場合には、即決処分は確定し、確定判決と同一の効果を生ずるものとされていた³⁰。さて、日本に近代的刑事手続をもたらした治罪法（1880年制定）の下では、治安裁判所、始審裁判所、控訴裁判所、大審院が置かれた。治安裁判所が違警罪裁判所として、ほぼ現在の軽犯罪法違反に相当する違警罪に関する事件を担当した（治罪法 49 条）。各裁判所には検察官が置かれ、捜査、訴追、裁判の執行、裁判における公益保護の役目を担った（治罪法 33・34 条）。検察官とは、検事長、検事、検事補、違警罪裁判所における公訴原告の職務を行う警部を総称した概念である。

違警罪裁判所である治安裁判所においては、検察官の職務は、その裁判所所在の警部が行うものとされた（治罪法 51 条）。このような特例を認めた理由は、違警罪は軽微な事件であり審理を綿密にする必要がないので「簡易省費」を目的としたとされる。しかし、違警罪は「其地方ノ安寧ヲ防スルモノ」だが安寧確保は警部（すなわち行政警察官）の役目であること、違警罪に対する告訴・告発がなされることはごく稀な上、私人による現行犯逮捕も許されないため（治罪法 105 条、なお 102 条 2 項）、その摘発はほとんどが巡査により行われることになる。それ故、警部の職責とも合致し、実際上の便益があることを理由とする論者もある。いずれにせよ、違警罪の軽微・特殊な性格が、かかる特例の根拠とされたのである³¹。

治罪法は、それまでは認められていなかった上訴制度についても整備し、違警罪（拘留刑に限る）・軽罪・重罪を問わず、控訴・上告の途を開いた。ところが、治罪法施行を翌年に控えた 1881 年、違警罪の上訴はゆるされないものとされ（明治 14 年太政官布告 44 号）³²、さらに、「三府五港ノ市区」すなわち

³⁰ 違警罪即決例「第 1 条 警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スベシ但私訴ハ此限ニ在ラス」

³¹ 新屋達之、「副検事」制度の成立と課題、大宮ローレビュー、創刊号、44-45 頁

³² 「違警罪審判の手続は治罪法により、その裁判言渡しには上訴を許さず」と太政大臣三條實美の名で布告された（讀賣新聞 1881 年 9 月 22 日朝刊）。

東京・京都・大阪と函館・新潟・横浜・神戸・長崎を除き、違警罪の処理は府県の警察署及び分署において行うものとされた（明治14年太政官布告80号）。これは治安裁判所を多数設置することが、財政上、過大な負担を伴うとの理由からであったと思われる。

ところがこれでは「圧抑ニ流ルル懼レ」がある、あるいは軽微な事件でも「冤柱ニ陥ル無キヲ保セス」ということが考慮されたためか、正式裁判請求の途を開くこととされた。そのために制定されたのが違警罪即決例であった（明治18年太政官布告31号）すなわち、警察署長などは管轄地内で発生した違警罪を即決処分するが（違警罪即決例1条）、被告人は、即決の言渡しに対して違警罪裁判所に正式の裁判を請求することができることとされた（同3条）。これに伴い、違警罪の上訴禁止と警察裁判を規定していた先の太政官布告は廃止された。その後、違警罪即決例は犯罪捜査の手段として濫用されるが、制定の時点では、不服申立てを保障するという限りで人権保障を目的としていた。もっとも、このような側面はやがて忘れられ、違警罪即決例の趣旨は「簡易手続にて軽微な科刑処分をなし、被疑者も無用の負担を免れ国家も無用の煩累を避けて而も国家の目的を万全に遂行しようとする立場からのもの」とされていった。

治罪法は、当時としては極めて先進的な法律であったが、当時の司法界ではそれを使いこなすことはできなかつたようである。同法が施行されてみると様々な不備・欠点が痛感された由であった。そこで、大日本帝国憲法の制定（1889年）に合わせ、治罪法は旧々刑事訴訟法にとって代わられた。同時に裁判所構成法が制定され、従来は治罪法で規定されていた裁判所・検察の組織は、裁判所構成法の定めるところとなった。これにより、日本の検察制度は一応の完成をみることになった。

裁判所構成法は、検事局を裁判所に付置するものとし（裁判所構成法6条1項）、検事局には相応な数の検事を置くこととした（同7条）。これに伴い、従来の検事補は裁判所構成法上の検事として扱われることとなり（明治23年勅令254号）、検察権限を行使する者は検事一本に絞られた。一方、違警罪は警察が管轄すべきものと考えられたためか、違警罪即決例が裁判所構成法・旧々刑事訴訟法により変更されることはなかつた。

司法官ではなく行政官である警察官に違警罪の即決を認めるこの違警罪即決例は、警察官の権力強化を図ったもので、その目的は、自由民権運動を初めとする社会運動の弾圧にあったが、以後、反体制思想犯対策としてしばしば濫用され、弾圧法として十二分に機能した³³。戦後、裁判所法施行法により廃止される³⁴。

さて、市中の取締が厳しさを増してくるのもこの時期である³⁵。「精神病者にして監置中のものは一層厳密なる監視を勵行すべきも此際不監置精神病者市中に徘徊することあれば甚だ不體裁なるのみならず平素自他に危険なきものと謂も這般の出来事に依り精神興奮の結果如何なる慘時を惹起するやも計られざるべく其れがため警視廳警察醫数名各地に巡廻して不監置精神病者に就き臨時診断施行中なり³⁶。」また、「多人数雑踏を見込んで各地より東京市内に参集する癩患者中浮浪徘徊するもの所謂乞食の徒は悉く之を引致して癩療養所に送致する目録見の由にて御大褻當日醜體を路上に散見するが如きは断じて無かるべしといふ³⁷。」など、当時の取締行政を伺い知ることができる史料発掘は勿論のこと、警視庁統計書に掲載された違警罪即決処断累年比較表、および違警罪即決処断細目表に纏められた違警罪犯の質的分析を次なる課題としなければなら

³³ 1925年公布の治安維持法(旧)の発動にあたっては、逮捕・捜査・取調・留置・取締・スパイ工作・右翼の利用等において、非条理きわまる濫用や無恥な拷問がもちいられた。逮捕する場合には、身柄の保護処分としての行政検束(「泥酔者、癲癩者、自殺を企てる者その他救護を要すと認むる者」を「翌日の日没」まで結束する制度、1900年制定の行政執行法1条)を利用し、その時限がすぎると書類上だけで釈放して再検束し、あるいは違警罪即決処分(「一定の住居または生業なくして諸方に徘徊する者」を三〇日未満拘留。1908年制定の警察犯処罰令1条)にあてはめて、29日間の拘留処分にし、期限がすぎると警察署をタライ廻しにして留置をつづけた。法政大学社会問題研究所編、太平洋戦争下の労働運動、1965年、労働旬報社

³⁴ 「第1条 明治23年法律第106号、大正2年法律第9号、昭和10年法律第30号、昭和13年法律第11号及び違警罪即決例は、これを廃止する。」

³⁵ 讀賣新聞1882年11月14日(火)朝刊には、「人間の塵溜といふ横濱だけ有って先月ぢう横濱警察署にて處分されし違警罪人ハ五百四十二人でありました」、讀賣新聞1883年5月18日(金)朝刊には、「一昨日浅草猿屋町警察署へ拘引に成りし違警罪犯人ハ九十名ありしと云ふ」

³⁶ 精神病者看護取締、中外彙報、大日本私立衛生会雑誌第三百五十二號、五百四頁、大正元年八月二十五日発行

³⁷ 癩患者の取締、中外彙報、大日本私立衛生会雑誌第三百五十二號、五百四頁から五百五頁、大正元年八月二十五日発行

ない。

おわりに

草創期における衛生は健全な労働力、兵力の確保の観点から殖産興業、富国强兵策の重要な柱と考えられており、地方行政組織の上によって警察力を背景に強制された。人々は、消毒・隔離の名の下に有無をいわず家の中に踏み込み、隔離病院へ家族を送り込む警官の方を恐れていた。それは隔離病院とは名ばかりで、医療はほとんど行われず、生きて帰れる者が極めて少なかったからである。

急性伝染病が落ち着きをみせてきた明治後半になると、社会の安寧秩序、国際的な体面を重んじた対策が加えられた。すなわち、娼妓取締規則の制定により花柳病の検診が行われ、同年精神病者監護法の制定、食品衛生に関する法律の公布、肺結核予防令、癩予防法などの公布をみている。労働衛生に関しては、後藤新平を主査とする職業衛生調査会が発足し、「職工事情」が公刊され、工場法が成立し、第一次大戦後の経済恐慌、ストライキ、小作争議への社会政策的行政の対応として健康保険法が成立した。

防疫体制から出発した衛生行政は、その事務を道府県警察部が所管する警察的取締を主とするものであったが、昭和に入ると次第に国民体位の向上をめざすものへと変貌したのである。そこに内在する衛生思想の基本的原理は、国家政策的側面が強調され、西欧衛生学の展開基礎である「公衆衛生」における市民自治や人間性重視などの視点は希薄化されていたといえよう。

付記 本論の一部は西南学院大学特別研究（特別研究C「近代日本における警察的衛生行政の社会的受容に関する研究」研究代表者・中馬充子、平成21・22年度）による助成を受けた研究成果でもある。

警察的衛生行政関係年表

※警察関係は主に大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』(1992)掲載年表(全国)を参考にした。
衛生関係は手元で確認した文献史料の、優先順位の高いものを加筆した。また、衛生思想に影響を及ぼした衛生学関連も適宜掲載した。

年号	警察関係	衛生関係
1865		メンデル 植物雑種の研究発表
1868(M1)	軍務官・司法官設置関 4.21	ゴルトン 人間能力の遺伝論発表 ダーウイン 『阿育動物および栽培植物の変異』
1869(M2)		ゴルトン 『遺伝的天才』
1870(M3)	出版條例制定 5.13 準正合設置 5.22	ダーウイン 『人間の由来』
1871(M4)	新律續編制定 12.20 三府並開津取締取締心得を定める 12.24	
1872(M5)	府県官制制定 (聴訟課等を設置) 10.28 県令条例制定 (警察・裁判事務を管轄する聴訟課を設ける) 11.27	福沢諭吉 『学問のすゝめ』 文部省 「医務課」設置 緒方准推 『衛生新論』: 西洋近代医学に基づき健康形成論の表題に「衛生」概念が適用された初例。 これまでの定説と違い、近世後期養生論における「衛生」概念や在来医学における「衛生」概念の存在とは別に、「衛生」概念や近代西洋医学にもとづいた健康形成概念として、長与専斎以前に緒方によって先行して使用されていた「医務課」が「医務局」に改称拡充、長与専斎局長
1873(M6)	改定律例を頒布 6.13 邏卒・取締組・捕亡車等を番人と改称するよう通達 6.24 地方達式并達条例を制定 7.19 川路利良、欧州視察にもとづき警察制度改革を建議 9-	1873年 「悪病流行」類聚困者處分概則
1874(M7)	1873.11.10 内務省設置 11.10 司法省警保係を内務省に移管 1.9 警保係職制並事務章程制定 1.14	菱川信近 『北陽談』で進化論紹介 ゴルトン 『イギリスの科学者、その氏と言ち』

- 検事職前章程司法警察規定制定 1.28
- 1875(M8) 行政警察規則制定、捕丁・車・取組組・番人等の称を遺存に統一 3.7
 地方官会議開催 (6.20-7.17)、地方警察制度について論議
 新聞紙条例・職務律制定 6.28 出版条例制定 9.3
 邏卒を巡査と改称 10.24
 府県職前並事務章程制定 (第四課が警察事務担当) 11.30
 府県巡査懲罰例・警察出張所設置方・巡査召募規則・月報送致手続・警部巡査除与規則制定 12.22
- 1876(M9) 兇器取締罰を警視庁と各地方官に委任 1.12
 内務省警保寮、警保局と改称 4.17
 遺失物取締規則制定 4.19
 司法警察規則廃止 4.20
 新聞雑誌発刊の国安を害するを認めるものは発行禁止・停止とする 7.5
- 1877(M10) 内務省警保局を警視局に改める 1.19
 警察出張所を警察署、屯所を分署に改める 1.26
 コレブ、10月にかつて各地に蔓延 8-
- 1878(M11) 集会・結社禁止命令権を地方長官に与える 7.12
 府県会規則により府県警察長は府県会の議決事項となる 7.22
 竹橋事件 8.23
 集会取締りに関する警察官の心得、取締り法を定める 12.4
- 1879(M12) 松山にコレブ発生、以後全国に蔓延 3-
 各地にコレブ騒動おこる 8-
- 「医制」公布 (76条) 於東京・京都・大阪；2条「医政」即人民ノ健康ヲ保護シ疾病ヲ療治シ及ヒ其学ヲ興隆スル所以ノ事務トス、4条「全国内ニ衛生局七所ヲ設ケ大中小ノ衛生局ヲ置キ文部省ノ旨趣ヲ奉シテ地方官ト協議シ其区中一切ノ医務ヲ管理セシム」
- 医学教育行政を残して、衛生行政事項全般は文部省から
 内務省中へ割譲された「衛生局」に移管、初代局長長与専斎
 松森胤保『料理私言』で進化した論紹介
 ウアイスマン 生殖質運説提唱
- 10万人以上の犠牲者を出すコレブ大流行は革創期衛生行政における最大の懸案事項となる
 東京大学と生物学科、モース進化論講義
 マルサス『人口の原理』の邦訳
 度列明暗殺の心得 (24箇条) 1877.8
 『衛生局年報』(統計公表) 発行
- パリ万国博覧会参加
 東京生物学会創立
- 福沢諭吉『民情一察』伊沢修二『生殖質論第一編』
 海外からのコレブ菌の侵入遮断を目的に、衛生局の高潔問題機関として「中央衛生会」設置
 「中央衛生会職制及事務章程」布告、同時に地方衛生行政制度を整備
 各府県に衛生課設置 (府県衛生課事務条項)
- 「衛生は健全なるがゆへ、兵力の確保の観点から殖産興業、富国強兵政策の重要な柱と考えられており、地方行政組織の上のこのつて警察力を背景に強制された。人々は清毒・隔離の名の下に有無をいわず、

- 家の中に踏み込み、隣隣病院へ家族を送り込む警官の方を恐れていた。それは隣隣病院とは名ばかりで、医病はほとんど行われず、生きて帰れる者が極めて少なかったからである。
- 79年、東京大学医学部講師チーグレルは、日本で最初の大学医学部における衛生学講義を行い、「衛生警察学」を紹介している。衛生学と体育という新しい科目は、主に欧州で発達して日本の進歩的な改革者たちによっていち早く取り入れられたのであるが、全国の国民を医療の対象として構築し、日常生活すべての領域にわたる規範を発達させた。しかし、同時にこれらの規範は国家的政策を直接個々の人間の身体に組み込むことになり、次第に衛生学は人間の監視と規制へと拡張したのである。」
- 田中亀吉・小川鏡三郎共著『衛生要論』衛生とは健康を保護し生命を延長するの法にして其成績たる能く人をして身体の发育を完全にし其生涯を健康に経過し以て天賦の幸福を受けしむ其道たる廣且大これを小にして一人一人の幸福これを大にしては國家の幸福を皆包括せざるはなし、衣則飲食住家空運動疾病の際心得及びコレラ予防法を左に各論し付するに衛生委員設置の主旨を以てして一人一人の幸福大いにして國家之富強に小補あらんを希望す(pp.1-3)
- 伝染病予防規則 1880.7 (医師は6種通知届出る)
- 福沢諭吉「人間の能力の遺伝を論ず」
- 神津専三郎『大福論』
- 加藤弘之『人權新説』：スベンスカーの社会進化論に影響、「優勝劣敗適者生存」の原理を指示
- 1880(M13) 集会条例制定 4.5
府県の第四課を警察本署と改称 4.12
- 刑法（犯罪・軽罪・違警罪）、治罪法公布 7.17
集会条例改正 12.23
- 1881(M14) 内務省視政局を警察局と改称、陸軍に憲兵設置 1.14
府県警察費への国庫下渡金の割合を定める (東京6/10、その他3/10) 2.28
憲兵条例公布 3.11
銀行諸会社及人民等より巡査配置を請願する者の取計方を定める 4.18
右油取締規則制定 8.13
各府県に警部長を置き警察本署長とする 11.26
密定採取縮穂罪を警視庁及び地方官に委任 12.9
東京以外の府県に警部補設置 12.28
- 1882(M15) 刑法・治罪法施行 1.1
警察顧問会 (警部長会議) 開催 4-
コレラ大流行 (12月までに死者33784人) 5-
集会条例改正 6.3
警察職令会規則を制定 6.30
行政官吏服務規律を制定 7.27
1病名票貼布の件は当分これを実施しない 1882.8-
福島事件 12.1
府県会議の連合集会・往復通信を禁止 12.28
- 1883(M16) 巡査召募規則廃止 (巡査採用方法は各府県が定める) 3.17
新聞紙条例改正 4.16
出版条例改正 6.29
- 「大日本私立衛生会、発会式挙行 会頭 佐野常民、副会頭 長与専斎 幹事 石黒忠藏、長谷川泰、松山東庵、三七秀ら当代一流の医学者を中心に、内務省衛生局、陸海軍衛生関係者、医科大学、地方衛生局長、一般

- 古物取締条例を制定 12.28
- 1884(M17) 賭博犯処分規則を制定 1.4
質屋取締条例を制定 3.25
群馬事件 5.13
加波山事件 9.23
秩父事件 10.31
- 1885(M18) 警官練習所を開設 4-
■遊撃軍団条例を定め、警察署長に即決処分権を与える 9.24
大阪事件 11.23
内閣制度発足 12.22
- 1886(M19) 1886 内務省如務条例改正 (戸籍局廃止され総務局へ吸収) 1.16
巡査教習規則標準・巡査訓令を制定 4.8
- 夏・秋にかけてコレラ大流行 (死者 108405 人) 5-
内務省・衛務・軍令馬車・営業人力車・宿屋の
各取締規則標準を定め、これに準拠して規則を
定めるよう府県に訓令 6.14
地方官管制定 (警察本署を警察本部と改め、
各市区に警察、署を置く) 7.20
- 1887(M20) 警察巡閲規則を制定 6.11
官吏服従規律を改正公布 7.30
逃亡犯罪人引渡条例を公布 8.10
条約改正など政府の施策に反対して各地の代表上京し、元老院・諸大臣に要求を提出 8-
山県内相、不穏な言動をなす者の嚴重取締を声明 9.20
建言を名とし官吏に面謁口陳を求め討論喧嘩に涉る者処分を公布 9.29
保安条例公布、即日公布 12.26
新聞紙条例・出版条例を改正。版權条例・脚本樂譜条例を制定 12.29
- 医師までを結集し組織、1500 名の全国規模で発足、『大日本私立衛生会雑誌』創刊 (のち『公衆衛生』と改題) (一六五元年、通巻 356 号)
ロンドン万国衛生博覧会に参加
- 加藤弘之と高橋義雄の黄白雜論論争、福沢再批評
ドクトル・ベルツ 演説「日本人種改良論、大日本私立衛生会雑誌第 43 号、
日本で最初の人種改造論を説いた高橋義雄と加藤弘之の雜論論争は、福沢論吉を巻き込みながら、
ベルツが執筆をつけたかたちで収束した。……
ベルツの「日本人種改良論」は高橋・加藤論とはまったく異なる視点からの指摘であった。
体格で脆弱体質か否かの判断はできない、したがって日本人が脆弱であるとは断言できない
日本人の多くは壯健で勤勉でよく働くので、生存競争を恐れることはない
虚弱なのは、むしろ上流階級であって、生活法を正しく、適良の教育を行い、遺伝を考慮し
配膳者を選ばせよ、と指摘している。とりわけ、ベルツ論のなかで最も重要視しなければならぬ
視点は、「予測できない不確実の事を行うことは、甚だ危険である」という警告であろう。」
[人類学会報告、創刊]
- 大日本私立衛生会協会 (第 5 回)「衛生参考品展覧会」東京築地本願寺

- 1888(M21) 山野火入取締規則標準を定める 3.15
市制・町村制公布 4.25
府県警察費に対する国庫下渡金の割合を定める (東京 4.10、その他の府県 1.6) 遊部の賦金を地方税に編入 8.7
警察官規則を制定 10.12
警察官支配置及勤務規則公布 10.31
密売罪取締・懲罰の府県委任を廃止 (以後、刑法第 425 条にもとづき警察署が担当) 12.4
- 1889(M22) 大日本帝國憲法発布、文相森有礼刺殺される 2.11
警官練習所廃止 3.3
賭博犯処分規則廃止 6.11
監獄刑改正 7.3
暴風雨により多摩川・利根川・荒川など氾濫 9.11
外相大隈重信、襲撃される 10.18
警察官及消防官制服の制を定める 12.3
- 1890(M23) 東京以外の府県に巡査部長を置く 3.28
府県制・郡制を公布 5.17
米価高騰のため、東京・大阪・京都などで勸民増産 5 -
長崎にコレラ発生し、全国に蔓延 6 -
第 1 回衆議院議員選挙施行 7.1
窃盗罪処分公布 10.9
刑事訴訟法公布 10.7
地方官制改正 (警察本部を警察部に改め、警部補廃止) 10.11
第 1 回帝國議會召集 11.25
- 1891(M24) 警視庁統計書 (1891-1945 年)
- 1892(M25) 後藤新平『衛生制度論』
東京以外の府県に巡査部長を置く 3.28
府県制・郡制を公布 5.17
米価高騰のため、東京・大阪・京都などで勸民増産 5 -
長崎にコレラ発生し、全国に蔓延 6 -
第 1 回衆議院議員選挙施行 7.1
窃盗罪処分公布 10.9
刑事訴訟法公布 10.7
地方官制改正 (警察本部を警察部に改め、警部補廃止) 10.11
第 1 回帝國議會召集 11.25
- シャルマイヤー『文化人類に迫る肉体的低下』
紅杏華館主人『夕暮養生談』:「富国強兵」の前提として身体の「強健」が求められ、その「富国強兵」理念は「優勝劣敗」原理にもとづく富国強兵の前提として位置づく
石川千代松『進化する人類』
- 後藤新平『国家衛生原理』:近代衛生論の原理的簡明を特徴的に論じ、最も体系的かつ長期間講義された著書である。ターウィン進化論を国家の衛生原理として機械しうる、衛生法は生理的動機に発して自然淘汰の過程と人為的淘汰の過程を経て健康を享有する方法である。「優勝者」と「劣敗者」間に生じる階級分化に起源する矛盾は、優勝者側の道徳的自制によって回避できる、労働者の健康と長寿を労働力の経済的価値に即して理解する、と明快に説いている。江戸歌謡『衛生要談』:国家の発展の基礎は「人民の健康」の保護と体格の向上および精神の振起に求められ、国家は人民の集合体である。「優勝劣敗」原理が国民総体の健康状態の詳細原理であり、健康の保護と生命の維持が国家と個人とにおける統一的義務である。第 11 章 房事は之を生理上より論ずれば人類未だ絶滅せしむる為に房事を行ふに外ならず、其の毒を子々孫々にまで伝ふるが故にコレラよりチフスより一層忌むべきは梅毒なり、第 12 章 遺伝梅毒肺病精神喘息癩症中風皮膚病等を有する者及び血族婚姻の如きは其害や殊更に甚し、我一族の弱きに他族の強きを以て平均補充するは能はず、一次危険を醸成し、不妊流産胎前奇形精神病白痴及び其他の諸疾病を子孫に伝へ、血脈を断つに至らん、十分の注意を如へ男女互に年齢健康知識品行學術及び財産等までも探査を遂げ婚礼を行ふべし

福岡医科大学教授医学博士宮入が、内務省衛生局の委嘱を受けて起草、「国民日常の生活上の心得と衛生思想の普及を目的、衛生学は解剖生理学に対して予防医学である衛生は経済策なるが故に一切の衛生事業は算器測定に照らし幾分かの利益なくしてはなりません(pp.5-6) 衛生生物処置、生殖器病、花柳病、淋病、軟下疳の三つが危ります(pp.150)

1907(M40) 津野夢太郎『牛乳衛生警察』長隆舎書店 1907.12 発行

- 第1編 牛乳警察法
 1 牛乳警察沿革 (日本帝国・欧米諸国)
 2 牛乳警察の範圍 (牛衛生及畜牛令取締法、牛乳の管理及其取締取締法)
 3 警察的牛乳検査法 (検乳標本採取法・市乳検査通則・牛乳比重検査法・乳脂検査法)
 4 牛乳の製造及原料の有無検査法 (牛乳純度検査法・牛乳と煮乳附殺菌乳検査法、牛乳中の異物鑑識法)
 5 牛乳定量分析法
 6 細菌検査及顕微鏡検査法 (細菌検査法・顕微鏡検査法)
 第2編 牛乳警察
 7 乳学 (牛乳・他動物乳・人乳)
 8 變敗乳 (細菌的變敗乳・乳質異常)
 9 有毒乳 (酸敗・乳疫)
 10 牛乳消毒 及滅菌法 (牛乳消毒法・牛乳滅菌法・消毒及滅菌牛乳と生乳との鑑別)
 第3編 乳製品

(pp.87)、階代遺伝係累遺伝、同種の罪部罪は祖先と同様な素質の僅一部分を含んで居る者である、其他凶種には変化が無いとしても生まれた後若しくは受胎後に母の胎内に遺つて発生する所の畸形若しくは身體の異常を起す者があるけれども、此等の關係に就ての学説は寧ろ正確ではない (pp.90-91)、廿五歳位の婦人が三十五歳の婦人より結婚するが最も適當のように思はれる(pp.122)、萬國動物学会でシエック氏の男女両性の由来についての演説(pp.123)、

梅毒・結核・精神病の遺伝、不妊症と人工妊娠法、男子の不妊・梅毒と不妊・精虫と不妊、概括した所では矮小な日本婦人は身体の雄大な西洋婦人と比較すれば生殖器の發育が不良で従つて妊娠しても流産及胎前を起し完全な子孫を養う事が困難であると言ふ点に暗着するようである、大體人工妊娠法は英米三国に於いて唱へる者で佛蘭等の國では一案に附して居る(pp.178-81)、不妊の為に家庭内の權利を奪われ又は離婚されるという時は充分に精確な医師の診断を受けなければならぬ、昔ほどでは不妊屬を離婚や盲目と同一視していた事がある(pp.182-183)、婦人の眞面意義は能く妊娠し能く育児を養ぐるにある、婦人としては生殖機能の完全した者が一番貴く其機能の益々旺盛なる必要である、後の生存競争に依つて益々進歩すべき今の世の中に於いては益々此感を深くするに相違ないのである(pp.198)

1908(M41)

1909(M42)

續子防法公布

緒方正清『婦人の家庭衛生』：妊娠婦の心得、初生児の養生、眞師へーガル氏の癩病の養生等を付し、歌羅巴に於ける先産的婦人衛生の方針を示す、谷本富：眞師の女性的女子の天分は好配偶を獲て之と婚・良妻たり又やがて實母たるべきに外ならずと信せり、哲学者ジュヴェリアウスが健康なる精神は健康なる身体に寓すとの至言は如何に是れに女子教育に於て永く金科玉條たるべきなり(pp.4-5)、エレンケイ女史『児童の世紀』説、児童の教育は胎内にある時に始まらず父母母胎の時開始せりとす、而して児童の教育を完成せしめんと欲せば先づ自家配偶の選択に注意し、男女互いに健全耐はなる者を取ると伝へり、英人ゴルトン亦善種学の新説を出し、人類改良は結婚の注意に由つて期待し得べき事を唱導せりと伝へる(pp.8)、本書の主旨なる結婚の注意、配偶の選択、血族結婚の利害、包蔽の説明、遺伝病の説明、花柳病の伝染、家庭の融和、妊婦産婦及産婦接生法、育児の方法より通常婦人の家庭に対する必要な項條を学理に基きて通俗的に説明し一般婦人をして衛生的知識の発展に努め改善法を希望するにあり(自序 pp.2-3)、開明国の婦人は廿四五歳で、野蠻國は十二歳以内でも結婚する、其結婚を定める時には選択を重む、體質力人格等に重きを置き、強壯なる男女の間に於いてこそ強壯なる子孫の養生を望み得べき(pp.69)、虚弱な男女の結婚は遂に虚弱な子孫を作るのみならず家庭の円満をも欠き或は精神病を起し親子短命にして終はるといふ道理である(pp.71-72)、結核とか癩病とか居らぬ娘があるが之は夫は病弱に就いては結婚前に之を研究するけれども、梅毒や淋病は左程に恐れ

て民法第 769 條の制定となつたので、之は二等親内の結婚を禁じた法律でまことに結構な次第であるが、其性質は両親の身體と最も密着した關係を有つて、一部は母は自ら遺られ、又養はる者居らぬ娘があるが之は夫は病弱に就いては結婚前に之を研究するけれども、梅毒や淋病は左程に恐れ

戸山亀太郎『人類の根本的改造』(読売新聞)

元良勇次郎『遺伝と教育』

1909年2月、『人性』（第5巻2号-6巻2号）において、「タルウィン記念生誕百年記念論」と名「國體の生存競争」などが、それぞれ視点でダーウィンの進化論を語っている。人間やその社会をダーウィンの原理を通して解釈しようとする試み、いわゆる社会ダーウィニズムを展開しているのである。

このように中で翌10年、海野幸徳は『日本人種改造論』を発表し、日本人種改造の急務を訴えたのである。日露戦争に勝利した日本が、欧米諸国との生存競争に打ち勝つためには、ゴルトンの「逆淘汰」の考え方を基礎に、優生学研究と優生政策の実施が必須であることを主張したのである。さらに、翌11年の『興國論』では次のように述べている。「若し不具者輩者のみを残留し、身心の健全なるものは悉く戦争に従軍し戦規の露と消え去らば、我国は白痴の日本帝国、精神者の日本帝国、聰明者の日本帝国と言ふことになつたであらう。……戦争の喜悪はかくの如きものである。我朝の東洋の大帝国を築成するには、良形質を厳選し国家的価値を養成する戦争は避けなければならぬ」と。堀口は、『海野論』において、個人ではおぼなく国家や社会のために、終戦後の国力回復を逸早く問題視し、優生学の観点から預言した最初の一例であると指摘している。一方、丘濬次郎は『民主改善の実際価値』（第7巻5号）において、eugenicsには「普通種学とか優良種学とか人種改良学などの訳語があるが、『民権改善学』を採用していることを示し、次のように述べている。「人種を改良しようというところは今から二十数年前に我国でも一度興へられたが其時の人種改良は、日本人よりも優れた西洋人と競争して、西洋人の血を日本人に加へて人種を改良しようという考えであつた。……此度興へらるる民権改善学も人間を改良することを目的とするのであるが、……一言で云へば生物学上の理を人類社会に応用しようとするのである。」

1910(M43)

1911(M44)

結婚業を中心とする中小起業家の反対をこえて工場法成立。

1912(M45)

1913(T2)

1914(T3)

1915(T4)

海野幸徳『日本人種改造論』大澤潤二「体質改良ニ就いて」

第1期国定理科書：伝染病は人からうつるものであり、衆人一致して清潔法・消毒法を要する／人体構造・血液循環・食物・消化・呼吸・排泄・排世・皮膚・神経系・感覚器・衛生

戸山亀太郎「人類改良学と生物改造学」, 阿部文夫「ヒテテックスの方法及範囲」

丘濬次郎『民主改善の実際価値』, ゴルトン国民優生研究所設立；

沢田順次郎『民権改善模範夫婦』；優生学が新興学問分野として広く認知され始めた時期の大事
ドレスデン万国衛生博覧会、日本から内務省・文部省・陸軍・海軍が共同出品した。

第1回国際優生学会議（ロンドン）

第1回万国人類改良会議（1912.7.24-30）（朝物学会誌278号）

内務省衛生技師で原佐藤『民族衛生学』

ドイツ国民衛生協会編輯発表

日本種学研究会創立, 山内繁雄『遺伝論』 福原義柄『社会衛生学』

永井博『人類改造学の理論』；人類改良論に重点を置き、日本の優生学および優生政策制定の中心人物となったのが、東京帝国大学医学部生理学教授永井博である。

「人類をして佳良なる子孫を繁殖せしめ不良なる者を絶滅せしめよう」と思う第一に其種子即ち遺伝によりて子孫の形質を如何にべき重位性質に目を著けねばならぬ」とした。そして、最先端の遺伝学や優生学の知見によれば、人間の性質や形質を規定するのは、主として遺伝であるが故に、遺伝による性能や形質の変化は未来の子孫に伝達できるが、教育をはじめとする環境による変化は一代限りであるが故に、教育は人類改良にはまったく役に立たないものであると説いている。

1916 保健衛生調査会設置

永井博『生物学と哲学との境』, ゴルトン『遺伝的天才』邦訳,

永井成三郎メンデル論文邦訳

東京大学に遺伝学講座開設, 山内繁雄『山の遺伝』, 田中義隆『蚕の遺伝と品質改良』

1916(T5)

1917(T6)

- 1918(T7) 明峯王夫『作物育種学』、サンガー『産児調箇』
- 1919(T8) 平塚らいてう・山田わか・山川衛栄：遊妊の可否を論ず『日本評論』、優生学的理由での遊妊は大いに必要としつつ、一般的に遊妊行為は「不道徳」であり、「貞潔な妻や恋人までも娼婦同様に扱うものと嫌悪を表した。
- 1920(T9) 1919 結婚予作法、(任意)届出制
- 1920年代は、優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになった昇盛期である。
- 1920(T9) 山内繁雄「人生の遺伝(心理研究)、永井潜「最近の大戦争と人種衛生」(『東洋学雑誌』)
- 1921(T10) 藤井権次郎「遺伝のイデオロギイ」説書唱、日本遺伝学会創立、コンタリン『遺伝と環境』
- 1921(T10) 第2回国際優生学会議(ニューヨーク)
- 「遺伝学雑誌」創刊、アメリカ合衆国優生委員会組織、アメリカ優生協会(AES)
- ニューマーズ『進化論・遺伝学・優生学』
- タイルハーパー『ドイッ・ユダヤ人の滅亡』
- 沢田順次郎『白濁及遊妊の研究』：遊妊は一種の流行病でありこれを予防するには出産を奨励し、国民に父母たる義務をつくさせることは肝要であると主張
- 1922(T11) サンガー夫人来日、山本宣治・東京生活研究会がパンフレット(Family Limitation) 作製
- 日本産児調箇研究会設立・機関誌「小家庭」1号のみ発刊
- 新マルカス主義および産児調箇国際会議開催(ロンドン)
- 沢田順次郎『美顔に於ける遊妊および産児制限の研究』では「第1に生活苦を救い、第2に虚弱、若しくは病弱なる婦人を救い、第3に影しく生まるる貧児、若しくは病児の出産を止めて、優良種を産る上から、新マルカス主義を宣伝する」と論調を一転させている
- 健康保険法成立(第一次大戦後の経済恐慌、ストライキ、小作争議に対する社会政策的行政の対応)
- 1923(T12) 池田林儀 日本優生運動協会設立。
- 1924(T13) 池田林儀『応用優生学と妊娠調箇』(1926.9)、『通俗応用優生学講話』「優生学的社会改造運動」、
- 1925(T14) 『優生運動』創刊号(1926.11)→第5巻第1号(1930.1)
- 1926(T15) よい種子(よい河瀬)・よい畑(よい社会)・よい手入れ(よい教育)をスローガンにし、
- (S1) 病人、精神薄弱者のない家庭をつくる、体格と体質の改良、長生不老の実を遂げる、配偶者の選択に注意して結婚の改革を期する、住み良い社会をつくることを目的とした愛国精神の鼓吹、議会の改革、婦人参政など、
- 1927(S2)
- 1928(S3)

1929(S4)
1930(S5)

日本民族衛生学会創立。
昭和に入ると永井は「日本民族衛生学会」設立（1930年）に尽力し、その理事長に就任する。永井が「優生学」(eugenics)ではなく「民族衛生」(Rassenhygiene)という語にこだわったのは、ゴルトンの優生学をドイツで紹介した、ドイツのアルフレッッドフレッツ(『民族衛生学の基本方針』、1895年)の流れを受けている点を確認するためであったようである。……
日本民族衛生学会は生理学者の永井潜を理事長に立てているものの、医学系の学術団体というよりもむしろ社会運動を担う組織であった。会員には吉田茂や鳩山一郎などの政治家、法学者、重岡隆吉、ジャーナリスト、そして大正期に「安全第一」を日本に根付かせた内田嘉吉なども名を連ねており、研究活動より啓蒙活動に主眼があったといえる。

「民族衛生」朝刊、ライト 集団遺伝学に成果、ニューヨークで国際優生学大会

1931(S6)
1932(S7)
1933(S8)
1934(S9)
1935(S10)

日本民族衛生学会 断種法案起草、瀬木健「唯物論研究」で断種法批判
日本民族衛生協会設立、研究所設置および断種法に関し建議、
第67議会「日本民族衛生保護法案」上程、審議未了

1936(S11)
1937(S12)
1938(S13)

日本学術振興会内に国民体力問題考査委員会優生学部委員会設置(委員長・永井潜)、
国立公衆衛生院設立、木原均 小妻の研究に成果
厚生省設置

1939(S14)
1947(S22)

裁判所法施行法第1条「明治23年法律第106号、大正2年法律第9号、昭和10年法律第30号、昭和13年法律第11号及び違審部判決例はこれを廃止する。」53

1948(S23)

優生保護法制定、国民優生法廃止、駒井卓『日本の資料を主とした進化学』